

8 悪の枢軸 日本の法務省

本事件における学問の会と法務局・法務省のやり取り

学問の会は関係方面に対し、本事件への取り組みを要請していた。すると、広島法務局人権擁護部第二課から回答がよせられた。

件名: 子供達にどう償うのか
差出人: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >
宛先: 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会 < jinken@iris.ocn.ne.jp >
送信日時: 2014年10月08日 11時53分

- > 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会 各位
- > 現在、【教育を通した子供達に対する人権侵害】の事件が起こっています。そして子供達は、人権を侵害されていることは知りません。また、知っても、子供達や父兄の力ではなかなか係争にまで及びません。この実情の詳細は、
- > <http://st-nagaya.jp/> の第一部を御覧ください。
- > 本事件の加害側すなわち、文部科学省はじめ各関係機関は、オンブズマンや人権団体までも“虚仮”にする非人道的権力機関と化しています。
- > 以上、悲劇の子供達の速やかなる救済をお願い致します。

※件名: Re: 10月8日ご意見のあった件について
差出人: 広島法務局人権擁護部 < jinken@iris.ocn.ne.jp >
宛先: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >
送信日時: 2014年10月20日 10時35分

- > 長屋 修 様
- > メールを拝見いたしました。
- > 長屋様は、現在「教育を通した子どもたちに対する人権侵害」が起きているため、当協議会に、子どもたちの救済を求められているものとお察しいたします。
- > 当協議会は、広島県内に所在する国、地方公共団体、人権擁護員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が相互に連携協力して、人権啓発活動を推進することを目的して活動しており、人権侵犯の疑いのある事案について、調査、救済手続を行っているものではありません。
- > 仮に具体的な人権侵害があれば、法務局が関与できるものです。
- > つきましては、長屋様からの御相談について詳しい事情を伺いたないので、長屋様の住所地を管轄する岐阜地方法務局（岐阜市金竜町五丁目13番地 電話058-245-3181）まで御連絡ください。
- > 平成26年10月20日 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

件名: Re: 10月8日ご意見のあった件について掲載

差出人: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >

宛先: 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

送信日時: 2014年10月20日 11時55分

- > 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会 様
- > 「本事案」としてのご案内、有り難うございます。
- > 早速、岐阜地方法務局に連絡し、お伺い致します。今後とも、本事件（世界中の
- > 子供達に対する人権侵害）の為の御活動、宜しくお願い致します。

件名: Re: 10月8日ご意見のあった件について掲載

差出人: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >

宛先: 広島法務局人権擁護部 < jinken@iris.ocn.ne.jp >

送信日時: 2014年10月23日 12時50分

- > 広島法務局人権擁護部 様
- > 「子供達への人権侵害」の事件につき、お世話頂きまして有り難うございます。
- > さて、岐阜県教育警察委員会に提出した添付証拠書類を準備して本日、ご指導頂
- > きました様に、岐阜地方法務局（岡田、大上両氏）へ電話しましたところ「本事
- > 件は扱わない」との旨の返事でした。その理由を聞いても教えてくれません。ど
- > の様にすればよろしいでしょうか。恐れ入りますが再度ご指導の程、宜しくお願
- > いたします。 …以下省略…

※件名: Re: 10月8日ご意見のあった件について掲載

差出人: 広島法務局人権擁護部 < jinken@iris.ocn.ne.jp >

宛先: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >

送信日時: 2014年10月28日 15時35分

- > 長屋修 様
- > メールを拝見しました。
- > 長屋様は、教育を通した子どもたちに対する人権侵害が起きているため、子ど
- > もたちの救済を求め、岐阜地方法務局に御相談されたところ、「本事件は扱わな
- > い」との返事をされ、どうすれば良いかという御相談と思えます。
- > 法務局は、国の人権擁護機関として、中立公正な立場から、人権侵犯の疑いの
- > ある事案について、関係者の任意の協力を得て事実関係の調査を行い、事案に応
- > じた適切な措置を講ずることにより、人権侵犯による被害の救済や予防を図って
- > います。
- > 長屋様の相談された件について、法務局で扱うことができない理由を、岐阜地
- > 方法務局から御説明いたしますので、再度、岐阜地方法務局（岐阜市金竜町五丁
- > 目13番地 電話058-245-3181）に御連絡ください。
- > なお、本件について、今後、広島法務局では対応いたしかねますので、御了承

> ください。

> 長屋様から広島法務局に送付されました「世界規模の間違い」と題する書面に
> ついては、返却させていただきます。 広島法務局人権擁護部第二課

さて、広島法務局の仲介により、岐阜地方法務局人権擁護課（以下では職員等も含めて簡単に法務局と云う）で大野正子人権擁護委員、栗原久典課長、宮川孝徳係長、大上紀香主任らと会談することになった。その会談の内容を以下に掲載することにする。なお、会談した回数や時間が多いため、その要点を対話形式で書き表しておこう。

※11月5日（10時45分～12時25分）。

学問の会： 本事件を扱わないことは一体、誰がどの様な根拠に基づいて決定したのか。

法務局： ホームページを見て、人権擁護課で決めた。

学問の会： ホームページには、本事件の発端および詳細な証拠は掲載していない。この証拠（広島法務局から返送の証拠類）を見てから決めてくれ。

法務局： 証拠も見ずに扱わないと決めたことは謝罪する。
ゴールが一つに限定されるのは分かるが、当方は十分な理解に至っていない。また、色々な考え方があっても良いのではないか。

という法務局の反論があったので、学問の会は10日、反論に対する再反論文を提出しておいた。その概要は次の通りである。

法務局の反論は、下記のAとBが組み合わせられていることに注意せよ。

A 「色々な考え方」とは、皆の考え方が色々あって、それぞれ相反することである。

B 色々な考え方が「あっても良い」とするのは、相反する全ての考え方を認めていることである。

従って、法務局の反論はAとBの組み合わせによる、いわば論理矛盾（論理の破壊）となっているのである。更に言えば、ある競争を行う選手達に好きなゴールを設定させてみよ。観客や選手達がその設定に納得するか、否か、である。

【考え方は自由だが、その実行は社会の秩序を乱すものであってはならない】

※11月19日（9時35分頃）

学問の会： 先日渡したプリントの意味が分かったか。

法務局： 考え方は自由だが、実行の際は社会の秩序を乱してはならないという制限が必要なことは理解した。

学問の会： ならば、学問の発展と世界中の悲劇の子供達の為に本事件を取り上げて頂きたい。

※11月27日（9時40分頃）

法務局： 相談の件は進めているが、それは長屋さんに対する教育委員会の人権侵害のことではなく、子供達に対する人権侵害のことで良いのか。

学問の会： その通りである。

ところが翌28日、法務局は「情報提供の件について調査した結果、相当の理由が見当たらない」、と電話連絡をしてきたのである。この回答に対して学問の会は不服を述べ、法務局と再度会談することになった。

※12月1日（9時～12時56分）

学問の会： 如何なる理由で取り扱わないことになったのか…！

と質問したところ、法務局は下記のプリント、

人権侵犯であるとして情報提供があった場合には、調査・処理の目的に照らして、相当と認めるときには、手続を開始することとしています。

御相談いただいた件は、子供達が間違った教育によって人権侵害を受けているとのことですが、被害の発生の有無や、内容が明らかでないことや、御主張の内容等を踏まえると、調査・処理の目的に照らして相当と認めるときには該当せず手続を開始することはしておりません。

を提示してきた。そこで、

学問の会： 「…相当と認めるときには該当せず」との結論は一体、何処の誰が出したのだ。

法務局： 実は、学術的知識がないので分からない。

学問の会： 分からない事は断る理由にならない。大人が間違った事柄であることを承知の上で子供達に教えるのは、人権侵害ではないのか。

法務局： それは人権侵害だ。

ということで、学問の会は法務局の分からないところを十分に説明した。結果、

法務局： 本件に関する証拠を十分に検討するが、もう少し証拠等の関連性を知りたい。

との要望があった為、未公開の証拠関係（教育委員会の犯罪の証明）をホームページに掲載した。

教育委員会の犯罪の証明

この項では、本事件について、学術的あるいは専門的知識がない一般大衆にも十分に理解できることを、数々の証拠や事実関係に拠って示す。

* 日本大百科全書ニッポニカ

情況証拠：刑事訴訟では犯罪事実の存在を間接に証明する証拠の内、供述証拠でないものをいい、民事訴訟では間接に主要事実の証明に役だつ証拠をいう。

間接証拠：間接に主要事実の証明に役だつ証拠（民事訴訟）、或いは間接事実を証明することで間接に立証する証拠（刑事訴訟）。直接証拠に対する情況証拠ともいう。同じ証拠でも間接証拠にも直接証拠にもなりうる場合もある。

* ブリタニカ国際大百科事典

間接証拠：刑事訴訟で犯罪事実の存在を間接的に推測させるような事実（間接事実）を証明する証拠をいい、一般に情況証拠ともいわれる。直接証拠と対比される。

◇教育委員会と長屋修教諭の関係（経緯）

ここでは、項5の岐阜県議会教育警察委員会に提出した数々の証拠および事実関係に基づいて本事件の特異性を明らかにすることにする。

- 本事件の発端は、岐阜県教育委員会平成20年6月4日の検印が押された、平成20年度「理数科指導の手引き第36集（数学編）」についての依頼文書が岐阜県立各務原高等学校に送られてきたことである（証拠ロ）。
- 原稿作成を任された長屋教諭は、速度比較の原理の授業を実践し、作成した原稿を理数科と数学科の審査会に掛け、9月8日に決裁に回した。その決裁済み書類には、大屋校長、林教頭、松原関係主任、小塩事務長、野原補佐らの印が押されている（証拠ハ）。
- 長屋教諭は公文書の台帳に必要事項（各高第140号…）を書き込み、鑑に公印を押し、控えを取ってから教育委員会へ送った（証拠ニ）。
- 長屋教諭はホームページに、教育委員会より依頼の原稿と明記し、掲載しておいた（証拠チ）。
- その後、10月9日から12月2日まで長屋教諭は校長室に呼ばれ、学問の会のホームページの削除を命じられ、私にも考えがあるぞと凄まじり、秘密を漏らすなと言われた。そして、学術的議論についてはノーコメント、速度比較の原理を教えるな、毎日校長室へ来いなどと言われた（項2全般の通り）。
- 10月17日の数学科会において「速度基準の教育問題」が、教育委員会学校支援課の訪問の事前質問に加えられた（項2の4頁）。しかし、11月11日の教育委員会の訪問までの約一月の間に、速度比較の原理の承認印を押した校長や教頭はもとより、原稿を審査した数学と理科の先生皆が寝返った。その結果、速度基準の教育に関する質問事項は消し去られていた（項2の8頁）。

- ・その頃、速度比較の原理を教えた生徒達が「先生やめさされるの」「署名活動する」などと心配をし始めた（項4の3頁）。

長屋教諭は、この頃から速度比較の原理の授業を続けられないと思う様になりつつあった。しかし、学問発展の為、人類の先行きの為、速度比較の原理が弾圧で抹殺されることだけは阻止しなければならないとも思っている。更に、教育委員会の権力の不法行使の実態を、一般大衆にも知らせる必要があるとも考えている。

◇不法行為同士による対決

さて、教育委員会は速度比較の原理に対する反証を提示せず、不法な権力行使に拠る弾圧で、この原理を排除した。そこで、長屋教諭も学校外にチラシを配布するという不法行為に出たのである。

- ・長屋教諭はエース印刷株式会社でチラシを印刷し、株式会社エリア・サービスに依頼して各務原市全域に配布した（証拠A、証拠ホ）。

ここに至り、教育委員会と長屋教諭の両者は学術的議論を排除し、不法行為と不法行為で対決していることは自明。換言すれば、学術的知識がない一般大衆にも分かる事件となっているのである。

◇大衆にも分かる決着

教育委員会と長屋教諭は学術的議論を排除して対決している。ここで問題となるのは、学術的議論を排除して速度比較の原理と従来の教育のどちらが正しいかの決着をつけることである。ところが既に、下記の各証拠や事実関係に拠り、学術的知識のない大衆にも分かる状態で決着がついているのである。

- ・速度比較の原理（競争の際は皆平等になるようゴールを一つに限定しなければならない）は世界共通の常識である（項1、項5の2頁③）。
- ・速度比較の原理に相当する説明は教科書や辞書等がない（チラシに明記）。ここで、ウィキペディアの運動学の項目に注意せよ。運動学は…、数理的な手法であり、物理学の原理を基礎としていない。と、明記されている（従来の教育に速度比較の原理がない証拠）。
- ・速度比較の原理に対する反証を日本中の大学に求めたが、全滅（項7）。
- ・本来、速度比較の原理を排除するには学術的反証を要するが、教育委員会は不法な権力行使で闇雲に排除した。すなわち、教育委員会の弾圧行為は従来の教育が間違っていることの自己証明（墓穴を掘った）である。なお、長屋教諭の不法行為（チラシ配布）の中身は速度比較の原理の主張である。
- ・長屋教諭は不法にチラシ配布を行ったが何も処罰されることなく、定年まで勤め上げ、退職金を満額受け取っている。
- ・CERN、AFP、テレビ朝日、NHK、優良放送番組推進会議、ツイッター社、ニュートンプレス社、日本の各大学らに情報暴力団等々のレッテルを貼り

付けたのは、不法なチラシ配布と同様、学術的議論を排除して一般大衆にも分かる事件にする為である。結果、この誹りに対する不服は皆無であった（速度比較の原理の反証が必要であるから）。すなわち、従来の学問が間違っていることの歴然とした証拠である。

※2015年1月8日（13時～16時30分）

学問の会： 法務局の要望に答え、本事件の発端から各証拠関係をホームページに掲載しておいた。

法務局： 本事件は極めて大事だから、学問の会と教育委員会の話し合いの場が持てないか、仲裁の労をとってみよう。

という提案があり、学問の会も賛成した。その後（3月27日）、法務局から教育委員会との仲裁の結果の電話があり、その詳細を聞くことになった。

※3月31日（13時30分～16時50分）

法務局： 仲裁の労をとって見たが、その際、教育委員会は下記ABCの主張を行ってきた。

- ★教育委員会：
- A 弾圧については教職員課が担当であるが、長屋修先生も大屋進校長も定年退職していて扱えない。
 - B 速度比較の原理については、学会と議論せよ。
 - C 教育内容を変えるには学習指導要領を変える必要がある。よって、文部科学省に言え。

学問の会：

- ・Aの主張に対する反論である。長屋や大屋が定年退職しているが子供達に対する人権侵害や学問の発展の妨害に何ら関係ない。
- ・Bの主張に対する反論である。教育委員会の不法な権力行使は学会に対する越権行為に他なく、結果が不利になると学会の責任にしているのである（盗人猛々しい）。
- ・Cの主張に対する反論である。これについては、Bの反論と同様である。

という学問の会の反論に法務局は納得したが、このとき、

法務局： 教育委員会の主張は言論の自由の範ちゅうではないか…。そして、言論の自由は保障されている。

学問の会： 言論の自由については、社会の秩序を乱さない範囲においてという前提条件が欠落しているのである。

【言論の自由は保障されていても社会の秩序を乱してはならない】

法務局： なるほど…！！

これだけ証拠が山積みしているのだから、本事件はやるしか

ない（宮川係長）。

そうだな、実行することにする（栗原課長）。そこで、教育委員会の不法な権力行使と子供達に対する人権侵害の因果関係をもう少し明確にできないだろうか…。

との決断を得た学問の会は4月5日、その因果関係（子供達と教育委員会の直接的関係の証明）をホームページに掲載した。

////// 子供達と教育委員会の直接的関係の証明 //////////////

【教育は、ある教える事柄が媒介により学ぶ者に伝授されて成り立つ】

上記は、教育の成立条件を構図的に書き表したものである。ここで注意せよ。媒介とは、教科書、先生、新聞、テレビ等々のことである。そして、媒介は学ぶ者と直に接するものであるが、必要に応じて変えることができる。他方、教える事柄は媒介の変化に関係なく定まったものでなければならない。もし、定まっていなければ教育など成り立たないからである。つまり、教育は、教える事柄と学ぶ者の直結の関係が主体なのである（必然的結論）。そして、本事件では、学ぶ者とは子供達のことであり、教える事柄とは速度比較の原理もしくは従来の教育のことである。

さて、教育委員会は、子供達に教える事柄を不法な権力行使に拠ってねじ曲げたのである（子供達に対する直結的加害）。当然、学ぶ側の子供達は被害にあっていることなど知らず、教育委員会の不法な権力行使は極めて悪質な犯罪であり、これを黙認あるいは容認する関係機関や社会的立場のある者も同罪である。言うまでもないが、この教育の内容は世界共通である為、世界中の子供達に対する犯罪となっているのである。

ヤクザより質が悪い法務省（権力のゴリ押し）

学問の会は4月5日（日曜であった）、更新したホームページのプリントを法務局の宮川係長宛てに郵送した。そして翌6日（月）、かかるプリントの郵送の件を連絡したところ、栗原課長も宮川係長もこの課にいないという返事であった。そこで急遽、翌7日（火）、下記の手紙を添えて再度プリントを郵送した。

岐阜地方法務局 人権擁護課 様

前略

先日（3月31日）にお伺いしたおり、岐阜県教育委員会の子供達に対する人権侵害の件を実行する旨の御決断をいただき、有り難うございました。そのときに、「子供達と教育委員会との因果関係をもう少し明確にできないか…」とのお話がありました。そこで、ホームページの第三部で使う論拠を前倒しし項8に発表しておきました。その為、項8のタイトルも変更になっております。お手数で

しょうが、同封のものと差し替えて下さい。前のものは廃棄して下さい。宜しく
お願いします。

早早

2015年 4月7日

学問の会 長屋修 印

さて、ホームページの内容について法務局に会談を申し込んだところ、23日15時に会談することになった。そして当日、転任してきた澤井秀治課長と永井治久係長と顔を合わせ、以下の論議となったのである。

※4月23日（15時～17時21分）

学問の会： 峯です。長屋です（名刺を渡して挨拶した）。

法務局： 澤井です。永井です（名札を見せて挨拶した）。

学問の会： 何だか喧嘩腰だな、名刺がないのか。

法務局： 後で渡す。

という一幕の後、四名は席に着いたところ、開口一番、

法務局： 学問の会の主張の全てが分からない、と判断したから扱わないことにした。

学問の会： …！！ 証拠等は山積みするほどあるし、分からないところは説明する。また、分からなければ調べよ。

法務局： 学問の会の主張の全て（関係書類一式を指して）が分からないと判断したから、調べる必要はない。

学問の会： 証拠の隠滅だ。大勢の人がハンコを押した各務原高校の稟議書は証拠ではないのか。

法務局： 学問の会が証拠だと言っているが、それらは学問の会の主張であって、当方は全て分からないと判断したのである。

学問の会： 教育委員会の子供達に対する人権侵害の件を実行するという約束はどうしたのだ。

法務局： それは前任者がやったことであり、当方は、学問の会の主張の全てが分からないと判断したから扱わない。

学問の会： 何が前任者だ。我々は法務局と議論をしているのだ。

法務局： 学問の会の主張は全て分からないと判断している。

学問の会： ホームページの「教育の媒介」の話が分からないのか。

法務局： 学問の会の主張の全てが分からないと判断したのだから、分からない。

学問の会： 学校教育を受けたことはないのか。今、喋っている知識の大半は学校教育を受けた結果ではないのか。

法務局： 学校の教育は受けたが、学問の会の主張の全ては分からないと判断したのである。

学問の会： 時刻表を使ったことがあるだろう。
法務局： その学問の会の主張の全てが分からないと判断したのだ。
学問の会： その様なアホウの為に税金を払っているのではない。
法務局： アホウといわれようが構わない。学問の会の主張の全てが分からないと判断し、今後一切、学問の会の訴え（告発）は取り扱わないことにした。
学問の会： （法務局は全国にあるから）それは法務省の見解ということではよいか。
法務局： その通り、法務省の見解だ。
学問の会： これまでの法務局とのやり取りの全てを、法務省の見解としてホームページに公表してよいか。
法務省： 結構だ。もう帰ってくれ。
学問の会： 名刺を渡せ。
法務省： 訴え（告発）は今後扱わないと決めたのだから、学問の会と二度と会うこともないし、名刺を渡す必要もない。

という結果に終わった。上記の法務省の「学問の会の主張の全てが分からないと判断した」を簡単の為に「法務省の判断の策」と名付けておく。

ところで、「法務省の判断の策」が実際、法務省のものであることが、以下の学問の会と法務省・岐阜地方法務局とのメールのやり取りによって確認されている。

差出人： 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >
宛先： 法務省 < https://www.jinken.go.jp/www2/s-cgi-bin/soudan/consultation.cgi?mode=PC_AD&id=ZXZYUZTZRZZZZYZV >
送信日時: 2015年06月08日 11時33分
> 件名：「悪の枢軸 法務省」
> 法務省 各位
> 世界中の子供達に対する人権侵害について
> 【悪の枢軸 法務省 <http://st-nagaya.jp/doom6.pdf>】
> を御覧ください。

※件名： 人権相談受付（相談番号 020-150608-00010-02）
差出人： 法務省 < jinken999@moj.go.jp >
宛先： 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >
送信日時: 2015年06月08日 11時34分
> あなたからの人権相談の受付を完了しました。
> あなたの相談受付番号は次のとおりです。
> 相談受付番号 020-150608-00010-02

- > 数日中にご連絡します。
- > 当局からの連絡後、継続して相談がある場合には、下記URLから相談内容を送信
- > してください。
- > https://www.jinken.go.jp/www2/s-cgi-bin/soudan/consultation.cgi?mode=PC_AD&id=Z
- > XZYUZRZZZYV
- > ※このメールは、あなたからの相談の受付が完了したことをお知らせするメール
- > です。
- > ※このメールに対して返信することはできません。
- > ※このメールに心当たりのない方、また当局に連絡を取られる場合は次の番号ま
- > で連絡してください。
- > 岐阜地方法務局人権擁護課 058-245-3181(平日午前8時30分～午後5時15分)

※件名: Re: 相談受付020-150608-00010-02

差出人: 岐阜地方法務局 < jinken_soudan_gf01_moj@minji.moj.go.jp >

宛先: 長屋修 < standard@st-nagaya.jp >

送信日時: 2015年06月09日 8時46分

- > 長屋修様
- > 御相談の件については、既に当機関として回答をさせていただいておりますので
- > 本メールへの対応は差し控えさせていただきます。
- > 岐阜地方法務局人権擁護課

「法務省の判断の策」の性質

「法務省の判断の策（学問の会の主張の全てが分からないと判断した）」は、多くの事実関係や証拠等々の全てを権力によって封殺するものである。

◇「判断した」について

予め、法務省の「判断した」の言明について論じておこう。判断は自由であって誰からも阻害されないが、判断したことを実行に移す場合は細心の注意が必要である。何故なら、例えば頭の中で盗みを働いても問題にはならないが、それを実行すれば社会秩序を乱すことになるからである。

社会秩序と自由

判断は自由であって誰からも阻害されないが、判断を実行に移した場合、社会の秩序を乱すものであってはならない。

◇「主張」「全て」「分からない」「判断した」について

さて「分からない」の言明は、「主張」の言明とつながって意味を持つ。次に注

意を要するのは「全て」の言明である。これは主張の内容（要素＝固有性）の全てである。そして、先の「判断した」の言明は恣意的かつ一方的に決めつけるものに他ならない。つまり、主張の全てを封殺する「法務省の判断の策」は、学問の会に限らずAさん、Bさん、Cさん…という具合に、誰にでも当てはまる仕組みとなっているのである。言い換えれば、各人の主張の内容の封殺を目的とする「法務省の判断の策」の行使は必然的に【法務省の人権侵害】となるのである。

ここで注意せよ。「法務省の判断の策」の行使が学問の会に限定されているものならば、直ちに学問の会に対する差別、弾圧となる。勿論、差別扱いを否定しても学問の会（面々）は皆の一部に違いない為、人権侵害の事実には変わりはない。

前代未聞の脅威である。1頁～11頁前半の事実の通り、法務省側は、広島法務局や岐阜地方法務局の言動をも学問の会の主張に繰り込んで「主張の全てが分からない」と言い張る!!…。更に、学問の会は「分からないことは質問するか調べよ」と繰り返し迫ったが、法務省側は「当方が分からないと判断したのだから調べる必要などない」と言い張る!?!…。まことに奇妙な論法だがこれぞ権力の為せる業。ちなみに、下記の法務省の“表看板”は次の様に言明している。

-----**法務省の表看板**-----

> …法務局は、国の人権擁護機関として、中立公正な立場から、人権侵犯の疑いの
> ある事案について、関係者の任意の協力を得て事実関係の調査を行い、事案に
> じた適切な措置を講ずることにより、人権侵犯による被害の救済や予防を図っ
> ています。…
広島法務局人権擁護部のメールより

-----**暗黒の国 日本**-----

本事件の問題の全ては「速度比較の原理」の反証の有無に帰着する

法務省・岐阜地方法務局のメール（…既に当機関として回答をさせていただいております…）は学問の会宛ての通知になっているが、これは皆に対する「法務省の判断の策」の実効支配（その宣言）である。すなわち、権力者や権力側は「文句を言わずに皆は税を納めていればよい」というわけである。これはまさに、貴方の家族、親類、友達に及んでいる人権侵害であるが、皆は未だ知らない。

恐ろしい「法務省の判断の策」の実効支配を今、追求しておかなければ取り返しのつかないことになる。直ちにインターネットを活用し、この恐ろしい権力支配の事実を世間に知らせ、皆で抗議活動を展開しなければならない。

人権を擁護する筈の法務省は今や、皆に対する人権侵害、世界中の子供達に対する人権侵害および学問発展の妨害の先鋒となっているのである。また「法務省の判断の策の実効支配」は諸外国に対して「日本の権力者や権力側は特殊な考え方と力

を行使する」という誇示である。

蛇足を付け加えておこう。これまでの各証明や記事の内容について法務省が不服を呈するならば、学問の会の主張が分かっているということである。

参考

下記の内容は子供でも知っている世界共通の常識であり、よって如何なる学術的論法を持ち出そうとも否定は不可能。何故なら、

【駆けっこをするときはゴールを一つに限定しなければならない】

【鏡（反射物）が無ければ光は反射できない】

からである。ところが、従来の教育は上記の常識を否定していることが証明されている。しかも、この従来の教育の間違いを承知の上で不法な権力行使によって続行しているのである。

◇**WIKIBOOKS** (Wikimedia Foundation) : 日本国憲法第三章第二十六条

- ・すべて国民は…。
- ・○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

上記の憲法第二十六条は素晴らしいものである。ところが、その教育が間違っている（洗脳教育である）為、今や最悪の憲法と化しているのである。

<https://ja.wikibooks.org/w/index.php?search=日本国憲法第三章第二十六条&title=特別%3A検索&go=表示>

> このウィキでページ「日本国憲法第三章第二十六条」を新規作成し

> ましょう。…

◇**Google**で「速度比較の原理」を検索せよ。

◇**Google**で「M&N数論」を検索せよ。

[目次へ戻る](#)

[9 どう償うのか…へ](#)